

漁港漁場関係工事における「週休2日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県が発注する漁港漁場関係工事における、週休2日確保工事の実施方法について必要な事項を定めるものである。

2 適用

本要領は、「漁港漁場関係工事積算基準」における以下の工種区分を適用する工事に適用する。

(対象工種区分)

浚渫工事、構造物工事、海岸工事、防舷材・電気防食工事

なお、「土木工事標準積算基準書（青森県県土整備部）」の工種区分を適用する工事は、「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」を準用する。

また、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、間接工事費の算定に適用した工種区分により判断することとし、その判断基準は直接工事費による。

例：舗装工事と防舷材・電気防食工事を合算した工事の場合、舗装工事の直接工事費の方が大きければ、工種区分は「舗装工事」となり、「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」を準用する。

3 用語の定義

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

対象期間において、4週8休の現場閉所又は現場作業等に従事する者の休日確保を行ったと認められる状態のことで、必ずしも1週間当たり2日の休日を確保するというものではない。

(3) 休日

「土曜日」、「日曜日」、「祝休日」、「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝休日以外の8月の3日間）」、「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝休日を含め6日）」をいう。

(4) 対象期間

工事着手日を除いた最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までをいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことで、降雨、降雪等による現場閉所も含む。

閉所日において、技術者や技能者(建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く)が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「4週8休」が確保されていれば、閉所(休日を確保)したものとみなす。

(6) 4週8休

起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間、又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日、又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日又は休日の取得があることをいう。

4 週休2日確保工事の発注

(1) 発注者指定型

現場閉所又は現場作業等に従事する者の週休2日に取り組むことを発注者が指定する方式である。

以下の両方を満たす全ての工事を対象とする。

ア 積上げにより週休2日に対応した工期を設定している工事

イ 以下に該当しないこと

(ア) 災害復旧工事や応急対策等、早期完成が特に求められる工事

(イ) 時間的制約を受ける工事

(ウ) 維持管理工事等、工事特性から本方式の適用が困難な工事

(2) 対象外工事

全ての工事は上記(1)を原則とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

ア 緊急を要する工事

イ その他、週休2日の確保が適当でないと判断される工事(小規模工事等)

5 週休2日実施に係る費用の計上

週休2日確保工事を実施する場合は、以下により積算する。

(1) 経費の補正

発注者指定型においては、当初積算時に、労務単価等の各経費に下記の「4週8休以上の補正係数」を乗じる補正を行う。4週8休以上の休日の確保を行ったことが確認できなかった場合は、当初積算時の補正分を減額変更するものとする。

4週8休以上の補正係数

経費	補正係数
労務単価	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

また、港湾工事市場単価を適用する場合は、下表のとおり市場単価を補正する。

		市場単価 補正係数			市場単価 補正係数
1	底面工	1.01	17	車止撤去	1.02
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18	電気防食取付	1.02
3	支保工	1.02	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
4	足場工	1.01	20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.02
5	鉄筋工	1.02	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
6	吊鉄筋工	1.02	22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.01
7	型枠工	1.02	23	ペトロラタム被覆	1.02
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02	24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
9	止水板工	1.02	26	かき落とし工	1.02
10	上蓋工	1.02	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
11	伸縮目地工	1.01	28	汚濁防止枠設置・撤去	1.01
12	係船柱取付	1.02	29	灯浮標設置・撤去	1.01
13	防舷材取付	1.02	30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
14	車止・縁金物取付	1.02		汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02
15	係船柱撤去	1.02	31	異形ブロック製作 型枠工	1.02
16	防舷材撤去	1.02		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
				異形ブロック製作 給熱養生	1.01

(国土交通省HP 「休日確保した工事の費用について (令和7年4月1日以降入札公告する工事から適用)」より)

6 週休2日確保工事の実施

(1) 週休2日の確保状況の確認方法に係る協議

週休2日の確保状況の確認は、「現場閉所単位」を基本とし、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。

なお、現場特性により「現場閉所単位」の確認が困難と判断される場合には、技術者等の「個人単位」で確認することとし、適用する確認方法は、工事着手前において工事打合簿により協議の上決定する。

「個人単位」による確認は、一部の例外（下記参照）を除き施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、各技術者等の従事期間に対し対象者毎に休日取得状況を確認するものとする。

(休日取得状況確認対象の例外について)

- ①測量等に関わる技術者等、交通誘導員、資材運搬等を行う運送業者等、安全監視船の船員ほか建設業法によらない業者等
- ②工事従事期間が連続して1週間程度以内の技術者等

(2) 施工計画書の提出

受注者は、土曜日起算、月曜日起算のいずれかを選択し、工事着手日までに4週8休の確保を考慮した工程を検討の上、休日の予定を確認できる資料（工程表やカレンダー等）を作成し、施工計画書に含めて提出する。

なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、受注者は休日の予定が確認できる資料を提出する。

(3) 週休2日の確保状況の確認

1) 現場閉所単位

受注者は、土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間、又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間とした「期間工程表」を工事着手日から最終期間が終了するまでの期間、監督職員に提出する。

また、「期間工程表」には、前期間の閉所の実績及び次期間の閉所予定を記載する。

閉所の実績について、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会の開催等により、少数の出勤者が生じた場合は、当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。

監督職員は、期間工程表の前期間の実績に記載された閉所日及び休日出勤者の代休の状況に基づき、「4週8休」を確認する。

また、確認にあたっては、実績のみを確認するものとし、期間工程表における閉所予定と実績が異なっても差し支えない。

なお、「4週8休」の確認方法の詳細については、別添の参考資料を参照のこと。

2) 個人単位

受注者は、1期間が完了する毎に速やかに当該工事の技術者等全員の休日取得状況を記した一覧（以下、「一覧」という。）を監督職員に提出する。

「休日」の確認にあたっては、各技術者等が当該工事に従事する期間を予め明らか

にし、当該工事に従事する期間を対象に休日の取得状況を確認する。なお、従事する期間が変更となった際は、一覧の提出時に従事期間を修正の上、提出する。

「休日」の評価は、1期間の中で最も休日取得できなかった技術者等の結果を採用するものとし、最終的な評価は全工期を通じて最も休日取得できなかった期間の結果を採用する。

7 工事成績評定における評価

発注者は、4週8休以上の休日の確保を行ったことが確認できた場合、工事成績評定における「作業員の休日の確保」及び「適切な工程管理」に関する項目を評価する。

8 証明書の発行

発注者は、4週8休以上の休日の確保を行ったことが確認できた場合、受注者に対して工事成績評定の通知時に週休2日実施証明書を発行する。

9 その他

- (1) 発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所日に作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (2) 発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の実施により行われる経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (4) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。

10 附則

この要領は、平成31年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和2年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和3年7月7日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和3年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和6年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和7年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

(参考)

4週8休の確認方法(土曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合は、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日の閉所		
4週間目					3週目土曜日の閉所		4週目日曜日の閉所	
5週間目				5週目土曜日の閉所				③ 2期間目
6週間目				6週目土曜日の閉所				
7週間目			6週目日曜日の閉所				7週目土曜日の閉所	
8週間目			祝日	祝日の閉所			7週目日曜日の閉所	
...								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		← 工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

4週8休の確認方法(月曜日起算)

【別添】  国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目				2週目土曜日の閉所				
4週間目			3週目土曜日の閉所	3週日日曜日の閉所				
5週間目					5週日日曜日の閉所			③ 2期間目
6週間目								
7週間目			6週目土曜日の閉所				7週目日曜日の閉所	
8週間目			7週目土曜日の閉所	祝日	祝日の閉所	7週日日曜日の閉所		
...								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		← 工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

(国土交通省港湾局 HP 「休日確保した工事の労務単価の補正について(令和7年4月1日以降入札公告する工事から適用)」より)